

○ 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年^{金融}財務省^庁告示第二号）
^{経済産業省}

改正案	現行
<p>(株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー)</p> <p>第五十二条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトは、十パーセントとする。</p> <p>一 <u>株式会社地域経済活性化支援機構</u></p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(株式会社企業再生支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー)</p> <p>第五十二条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトは、十パーセントとする。</p> <p>一 <u>株式会社企業再生支援機構</u></p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この告示は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から適用する。